

令和2年度決算に基づく県内市町村の  
健全化判断比率及び資金不足比率の状況  
(確定値)

---



令和3年10月

高知県総務部市町村振興課

## 1 概要

- ・ 県内市町村で健全化判断比率が早期健全化基準以上の団体はありません。
- ・ 県内市町村が経営する公営企業の会計で、その資金不足比率が経営健全化基準以上の会計は1会計です。

### 【令和2年度決算に基づく県内市町村健全化判断比率（確定値）】 (単位:%)

市町村名	実質赤字比率 (11.25%~15%)		連結実質赤字比率 (16.25%~20%)		実質公債費比率 (25%)		将来負担比率 (350%)	
	令和2年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和元年度決算
高知市	-	-	-	-	13.6	14.2	172.2	180.2
室戸市	-	-	-	-	10.2	10.4	-	13.3
安芸市	-	-	-	-	6.7	7.4	-	-
南国市	-	-	-	-	7.3	7.2	70.0	58.1
土佐市	-	-	-	-	12.0	12.7	77.4	94.5
須崎市	-	-	-	-	14.9	16.0	60.2	97.2
宿毛市	-	-	-	-	12.2	13.0	88.3	62.3
土佐清水市	-	-	-	-	18.5	18.8	100.9	115.1
四万十市	-	-	-	-	10.1	11.0	84.1	113.4
香南市	-	-	-	-	4.6	5.3	-	-
香美市	-	-	-	-	9.9	9.7	-	-
東洋町	-	-	-	-	12.7	12.6	67.8	74.0
奈半利町	-	-	-	-	1.0	1.2	-	-
田野町	-	-	-	-	2.7	2.3	-	-
安田町	-	-	-	-	6.4	5.7	3.3	-
北川村	-	-	-	-	-4.7	-4.9	-	-
馬路村	-	-	-	-	8.9	8.3	-	-
芸西村	-	-	-	-	7.6	7.5	-	-
本山町	-	-	-	-	9.0	7.9	25.6	16.7
大豊町	-	-	-	-	2.4	2.0	-	-
土佐町	-	-	-	-	7.6	7.5	-	-
大川村	-	-	-	-	11.3	9.8	-	-
いの町	-	-	-	-	8.7	8.7	-	-
仁淀川町	-	-	-	-	1.4	1.3	-	-
中土佐町	-	-	-	-	11.0	10.0	-	-
佐川町	-	-	-	-	3.5	3.9	-	-
越知町	-	-	-	-	8.1	7.7	35.5	44.2
梶原町	-	-	-	-	4.0	4.2	-	-
日高村	-	-	-	-	8.6	8.7	-	-
津野町	-	-	-	-	-7.8	-8.2	-	-
四万十町	-	-	-	-	6.0	7.2	-	-
大月町	-	-	-	-	10.2	9.1	31.6	55.0
三原村	-	-	-	-	9.7	8.5	-	-
黒潮町	-	-	-	-	9.2	7.6	-	-
市町村平均					10.1	10.4	48.3	54.6

注1 各比率の下の括弧内の数値は早期健全化基準です。

注2 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「-」を記載しています。

注3 令和2年度決算に基づく実質公債費比率は平成30年度から令和2年度の3ヵ年平均です。

注4 市町村平均は加重平均です。

### 【令和2年度決算に基づく県内市町村資金不足比率】

市町村名	特別会計名	R2 年度決算	R 元年度決算
四万十市	下水道事業会計（農業集落排水事業）	23.9%	-

(※資金不足比率が経営健全化基準以上の会計のみ記載)

## 2 実質赤字比率

- ・ 県内市町村で実質収支が赤字の団体はありません。
- ・ 県内市町村の実質収支は全体で 6,402 百万円の黒字です。(R 元:5,405 百万円)

## 3 連結実質赤字比率

- ・ 県内市町村で連結実質収支が赤字の団体はありません。
- ・ 県内市町村の連結実質収支は全体で 32,833 百万円の黒字です。(R 元:29,913 百万円)

## 4 実質公債費比率

- ・ 県内市町村の実質公債費比率の平均(加重平均)は 10.1%で、昨年度より 0.3 ポイント改善しています。
- ・ 実質公債費比率が 18%以上になると、地方債の発行に許可が必要となりますが、昨年度同様、許可団体の市町村は、1 団体(土佐清水市)です。

### 実質公債費比率

	R2 年度 決算	R 元年度 決算	増減
市町村平均(加重平均)	10.1%	10.4%	△0.3 ポイント
18%以上団体数	1	1	0
うち 25%以上団体数	0	0	0

### 実質公債費比率改善の要因

普通交付税の増加等による標準財政規模の増加、繰上償還の実施等による公債費の減少によるもの。

## 5 将来負担比率

- ・ 県内市町村の将来負担比率の平均（加重平均）は 48.3% で、昨年度より 6.3 ポイント改善しています。
- ・ 早期健全化基準（350%）以上の市町村はありません。

### 将来負担比率改善の要因

大規模建設事業の実施等により地方債現在高が増加傾向である一方、標準財政規模の増加や充当可能基金額の増加の影響もあり、将来負担比率は改善したものの。

## 6 資金不足比率

- ・ 県内市町村が経営する公営企業の会計で、資金不足比率が経営健全化基準（20%）を超えているのは、四万十市の下水道事業会計（農業集落排水事業）です。

### 資金不足比率（再掲）

市町村名	特別会計名	R2 年度決算	R 元年度決算
四万十市	下水道事業会計（農業集落排水事業）	23.9%	—

### 経営健全化基準以上の会計

#### ○下水道事業会計（農業集落排水事業）（四万十市）

四万十市の下水道事業会計（農業集落排水）は、令和 2 年度からの公営企業会計への移行に伴い、令和元年度農業集落排水事業会計決算が打ち切り決算となった。

令和 2 年度に一般会計からの繰入金精算を行う必要が生じて流動負債（預り金）が増加したため、一時的に資金不足額が発生した。

令和 3 年度決算では解消されるため、経営健全化計画の策定は行わない予定である。

## 【参考】

# 健全化判断比率等について（解説）

## 1 健全化判断比率

### 実質赤字比率

一般会計等（一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模※に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模・・・地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算したもの。

### 連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### 実質公債費比率

一般会計等の実質的な公債費の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率で、公営企業の公債費への一般会計等からの繰出金や一部事務組合の公債費への負担金等も算入される。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \quad \text{（3か年平均）}$$

### 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

将来負担額：次の①～⑧の合計額

① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

### 早期健全化基準及び財政再生基準

平成20年度決算から、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「財政健全化計画」を定めなければならない。

また、健全化判断比率（将来負担比率を除く）のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生計画」を定めなければならない。「財政再生計画」に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を発行できない。

	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	財政規模に応じ11.25%～15%	20%
②連結実質赤字比率	財政規模に応じ16.25%～20%	30%
③実質公債費比率	25%	35%
④将来負担比率	350%	—

## 2 資金不足比率

公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

### 経営健全化基準

平成20年度決算から、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、「経営健全化計画」を定めなければならない。

	経営健全化基準
資金不足比率	20%